

一般社団法人神奈川県臨床心理士会 倫理規程

平成 29 年 9 月 3 日制定

(趣旨)

第 1 条 本規程は、「一般社団法人神奈川県臨床心理士会（以下「本会」という）定款」第 11 条第 2 項に基づき、本会会員（以下「会員」という）である臨床心理士に関する倫理問題への対応について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本規程は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という）が定める臨床心理士倫理委員会規程及び臨床心理士倫理綱領、一般社団法人日本臨床心理士会（以下「日本士会」という）が定める日本士会臨床心理士倫理規程及び日本士会臨床心理士倫理綱領に基づき、会員が行う心理臨床にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

(倫理綱領)

第 3 条 本会は、会員がその専門業務等に従事するにあたって遵守すべき事項に関し、本会倫理綱領を別に定める。

(倫理委員会)

第 4 条 本会に、第 2 条及び第 3 条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

(委員会の業務)

第 5 条 委員会は、本会会長（以下「会長」という）の委任のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び本会倫理綱領、並びにそれらの細則の制定及び変更に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提案
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申
- (4) 会員及び会員以外からの倫理に関する問い合わせへの対応
- (5) その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第6条 倫理委員（以下「委員」という）は、正会員の中から本会理事会（以下「理事会」という）で選任し、会長が任命する。うち1～2名は理事とする。

- 2 倫理委員の定員は5名とし、互選にて倫理委員長（以下「委員長」という）及び副倫理委員長（以下「副委員長」という）を選任する。
- 3 委員会は3名以上、5名以内の委員をもって構成する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任は妨げないが、2期までとする。

(委員会の運営)

第7条 委員長は委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の5分の3以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が事故によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。
- 4 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委員会の報告)

第8条 第5条の(3)に定める業務については、委員長は会長から処遇案の答申を諮問されたら速やかに審査をする。必要に応じて協会及び日本士会の倫理委員会と連絡調整の上、必要があると判断された場合には、嚴重注意、教育・研修の義務付け、一定期間内の会員活動の停止及び退会処分等を含む処遇案を答申するものとする。

- 2 第5条の(3)以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告する。

(処遇)

第9条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

(改廃手続き)

第10条 本規程の変更は、委員会及び理事会の議を経て、代議員会において代議員の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

(細則)

第11条 本規程は、必要により細則を設けることができる。

2 細則の制定及び変更は、委員会の議を経て、理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附 則

本規程は、平成29年9月3日から施行し、平成29年6月19日に遡って適用する。